

重要事項説明書

介護医療院施設サービス

医療法人 友 仁 会
介護医療院松島みどりの家

(2025年8月1日現在)

1. 事業者及び施設の概要

(1) 事業者の概要

事業者の名称	医療法人友仁会
主たる事務所の所在地	宮城県宮城郡松島町高城字浜1番地26
法人種別	医療法人
代表者の氏名	丹野 尚
電話番号・FAX 番号	022-354-5811 ・ 022-354-5153

(2) 施設の名称

事業者の名称	介護医療院松島みどりの家
主たる事務所の所在地	宮城県宮城郡松島町高城字浜1番地26
宮城県知事許可番号	04B2600015
施設長の氏名	丹野 尚
電話番号・FAX 番号	介護医療院松島みどりの家Ⅰ型 022-354-5811 ・ 022-354-5153 介護医療院松島みどりの家Ⅱ型 022-354-2126 ・ 022-354-2127

(3) 介護医療院の目的と運営方針

介護医療院は要介護状態と認定され、長期にわたり療養が必要である利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の介助を行うことを目的としています。

この目的に沿い、当施設では以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用下さい。

- 1) 利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
- 2) 居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- 3) 明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。
- 4) サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。
- 5) 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとします。

(4) 施設の概要

		松島みどりの家Ⅰ型			松島みどりの家Ⅱ型		
敷地面積		12, 325.03㎡					
建物	構造等、使用部分	一部RC、鉄骨2階建てのRC2階部分			鉄筋コンクリート2階建て		
	延床面積	1,073.42㎡			2330.56㎡ 1階 1629.32㎡ 2階 690.18㎡ 共用部 286.14㎡		
	利用定員	45名			90名		
	居室	病室の種類	室数		室数		
	1人部屋	4		4			
	2人部屋	3					
	3人部屋	1					
	4人部屋	8		22			
設備	設備の種類	数	面積	特色	数	面積	特色
	機能訓練室	数 1		面積 123.00㎡	特色 共用		
	レクリエーションルーム	1	68.46㎡	共用	1	226.73㎡	共用
	食堂			兼用			兼用
	一般浴室	1	9.80㎡	共用	1	36.00㎡	共用
	一般浴室	1	10.50㎡	共用			
	特殊浴				1	16.47㎡	共用
	水治療室	1	34.80㎡	共用			

(5) 職員体制（介護医療院松島みどりの家Ⅰ型、Ⅱ型共通）

利用者6人に対して看護師及び准看護師は1人、利用者4人に対して介護職員1人を配置しております。医師、薬剤師、診療放射線技師、理学療法士等リハビリ職員、管理栄養士、介護支援専門員は適法に配置しております。

職種	業務内容
施設長	従業者の統括管理、指導
医師	医療、健康管理、療養上の指導
看護師	看護、保健衛生
薬剤師	医薬品管理、調剤、服薬指導
診療放射線技師	医師の指示に基づきX線等による検査
理学療法士等	機能訓練、日常生活動作訓練
管理栄養士	食事の献立作成、栄養管理
介護職員	介護
介護支援専門員	ケアプラン原案作成、介護申請の援助
事務職員	連絡調整、必要な事務、総務

2. 施設サービスの概要

サービスの種別	内容
施設サービス計画	施設サービス計画及び短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案を行ないます。
食事	食事時間 朝食 8時00分 昼食 12時00分 夕食 18時00分 自立支援に考慮し、食事は病状や身体的に問題がない限り、できるだけ離床して食べていただくように支援介助を行います。献立表は、金曜日夕方に翌土曜日からの1週間分を掲示します。 食べられないものやアレルギーがある方は事前にご相談ください。
栄養管理	当施設では管理栄養士がケアマネジメントを実施し、栄養状態の管理を行なっております。
医療・看護	入所者の病状にあわせた医療・看護を提供します。医師による診察は、適宜診察します。当施設では行えない手術等急性期治療については、併設病院に移って治療します。歯科治療は当施設ではなく外部の歯科医院での治療となります。また、精神治療が必要な場合には、精神病院に入院して治療していただく場合があります。
機能訓練	理学療法士等による機能訓練を入所者の状況にあわせて行います。
排泄	①利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに排泄の自立についても適切な援助を行います。 ②おむつを使用せざるをえない場合には、心身及び活動状況に適したおむつを提供し、排泄状況をふまえて適切に交換をします。
入浴	介護医療院松島みどりの家Ⅰ型 一般浴 火曜日・木曜日 午前10時～午後4時 特殊浴 月曜日～土曜日 午前9時～午前11時 午後1時半～午後4時 介護医療院松島みどりの家Ⅱ型 一般浴 月曜日～土曜日 午前9時～午前11時30分 午後1時半～午後3時 特殊浴 月曜日～土曜日 午前9時～午前11時30分 午後1時半～午後3時 入浴は週最低2回ご利用いただきます。入浴が困難な場合や身体の状態に応じて清拭となる場合があります。
離床	寝たきり防止のため、状況に合わせて離床のお手伝いをします。
着替え	着替えのお手伝いをします。（週2回以上・汚染時はその都度）
整容	身の回りのお手伝いをします。
シーツ交換	シーツ交換は週1回行います。必要時は適宜交換します。
娯楽等	当施設では、次のような娯楽設備を整えております。 食堂兼談話室 テレビ・新聞 また誕生会、季節行事等を随時開催しております。
相談援助	入所者とその家族からご相談に応じます。 担当者（看護師長、介護主任、介護支援専門員）
理美容サービス	原則毎週水曜日実施します。

※これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、ご相談ください。またお申し込みやご利用に当たり、ご利用希望者の介護保険証、介護保険負担割合証を確認させていただきます。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

○協力医療機関

名称	医療法人友仁会松島病院（併設病院）
住所	宮城県宮城郡松島町高城字浜 1 番地 2 6
TEL	0 2 2 - 3 5 4 - 5 8 1 1

○協力歯科医療機関

名称	松島海岸診療所歯科
住所	宮城県宮城郡松島町松島普賢堂 2 - 1 1
TEL	0 2 2 - 3 5 3 - 2 7 1 7
名称	西村歯科医院
住所	宮城県宮城郡松島町磯崎字磯崎 1 0 5 - 3
TEL	0 2 2 - 3 5 3 - 4 0 9 2

4. 施設利用に当たっての注意事項

- (1) 介護医療院にはⅠ型とⅡ型があり、Ⅰ型は重篤な身体疾患を有する者及び身体合併症を有する認知症高齢者、Ⅱ型はⅠ型に比べて比較的安定した容体の高齢者を利用者像としています。ご利用者様のお身体の状態に合わせて適切なサービスを提供するために、介護医療院Ⅰ型、Ⅱ型を移動する場合がございます。
- (2) 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- (3) 面会時間は9時から20時までとさせていただきます。面会時は入館票の記入して下さい。
17時以降の入館は松島病院玄関から入館下さい。消灯の時間は21時となっております。
- (4) 外出・外泊する際には事前に所定記載用紙に記入し、看護師等に申し出て、施設長の許可を得てください。
- (5) 飲酒・喫煙及び火気の取り扱いは、禁止しております。
- (6) 設備・備品の利用は施設が許可したもののみとさせていただきます。
- (7) 所持品・備品等の持ち込みは、施設が指定もしくは許可したもののみとさせていただきます。
- (8) 金銭・貴重品の管理は、利用者またはご家族様が行うこととさせていただきます。紛失等のトラブルを避けるためにも多額の金銭や貴重品は持ち込まないようお願いいたします。
- (9) 外泊時等の施設外での受診には施設からの依頼状が必要となります。身体の具合が悪くなったり、転倒や怪我をした時は、慌てず、遠慮せず、すぐに当施設にご連絡ください。
- (10) 宗教活動は、禁止しております。
- (11) ペットの持ち込みは、禁止しております。
- (12) 喧嘩、口論等の他利用者への迷惑行為は、禁止しております。
- (13) 故意に設備若しくは備品に損害を与えたり、又はこれを持ち出すことは禁止しております。
- (14) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を損害することは、禁止しております。

5. 非常災害対策

(1) 非常災害対策

別途定める「医療法人友仁会消防計画」に則り対応を行います。

(2) 防災設備

各居室に「避難経路図」を掲示しています。(消防用設備が記入しています。)

(スプリンクラー、自動火災報知器、誘導灯、防火扉・シャッター等)

カーテン等は防災性能のあるものを使用しています。

(3) 平常時の訓練

別途定める「医療法人友仁会消防計画」に則り年2回避難訓練を利用者も参加して実施しています。

6. 事故発生時の対応

施設サービスの提供により事故が発生した場合は、適切に当該市町村、利用者家族の方等に連絡し、必要な措置をさせていただきます。また事故が生じた際には、その原因を解明し、再発生を防ぐために、その対策を講じます。

7. 身体拘束

当施設ではやむを得ず身体拘束を行う場合、別途に定める「身体的拘束等適正化のための指針」に則り実施します

※ 入所者又は他の入所者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。

※ 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない場合。

※ 身体拘束その他の行動制限が一時的である場合。

8. 終末期ケア

当施設では入所者の週末期においては、施設管理医師がご本人、ご家族へ終末期ケアの内容を説明し、意思確認する場合がございます。その際は、別途に定める「ターミナルケアガイドライン」に則り実施いたします。

9. 要望及び苦情等の相談

当施設のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、当施設担当者までお気軽にご相談ください。

介護医療院松島みどりの家Ⅰ型

窓口担当者 看護師長、介護主任、介護支援専門員 電話 022-354-5811

介護医療院松島みどりの家Ⅱ型

窓口担当者 看護師長、介護主任、介護支援専門員 電話 022-354-2126

また市町村等の各種機関においても苦情等の相談に応じます。

- ・ 松島町 介護保険担当課 TEL 022-355-0677
- ・ 大郷町 保健福祉課老人福祉係 TEL 022-359-5507
- ・ 東松島市 福祉課高齢介護班 内線 1186 TEL 0225-82-1111
- ・ その他市町村の苦情相談連絡先につきましては担当者にお尋ねください。
- ・ 仙台保健福祉事務所 高齢者支援班 TEL 022-365-3152
- ・ 宮城県国民健康保険団体連合会 苦情処理部門 TEL 022-222-7700

10. 利用者負担について

介護医療院をご利用される利用者のご負担は、介護保険（及び介護予防）の給付にかかる通常1割の自己負担分（所得に応じて2割または3割）と保険給付対象外の費用（居住費、食費、利用者の選択に基づく特別な療養室料及び特別な食費、日常生活で通常必要となるものに係る費用や、理美容代、クラブ等で使用する材料費、診断書等の文書作成費、要介護認定の申請代行費等）を利用料としてお支払いいただく2種類があります。

なお、介護保険（及び介護予防）の保険給付の対象となっているサービスは、利用を希望されるサービス（入所（介護予防）、短期入所療養介護（介護予防））毎に異なります。

また、利用者負担は全国統一料金ではありません。介護保険（介護予防）給付の自己負担額は、施設の所在する地域（地域加算）や配置している職員の数、また、認知症専門の施設（認知症専門棟加算）で異なり、利用料も各施設での設定となっております。当施設の利用者負担につきましては、次頁以降をご参照下さい。

介護保険には、大きくわけて、入所をして介護保険を利用する施設サービスと在宅にいて種々のサービスを受ける居宅サービス（及び介護予防のサービス）がありますが、それぞれ利用方法が異なります。

施設サービスを希望される場合は、直接施設にお申し込みいただけますが、（介護予防）短期入所療養介護は、原則的に利用に際しては、居宅支援サービス（介護予防サービス）計画（ケアプラン）を作成したあとでなければ、保険給付を受けることができませんので注意が必要です。また、加算対象のサービスも、居宅支援サービス（介護予防サービス）計画に記載がないと保険給付を受けられませんので、利用を希望される場合は、居宅支援サービス（介護予防サービス）計画に記載されているか、いないかをご確認ください。

各サービス計画は、居宅介護支援事業所（介護予防支援事業者〔地域包括支援センター〕）に作成依頼することもできます。詳しくは担当者にご相談ください。

（1）保険給付の自己負担額

施設サービス費（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です。）

1）入所の場合

・介護医療院松島みどりの家Ⅰ型

個室（1人部屋）

・要介護1	7 2 1 円
・要介護2	8 3 2 円
・要介護3	1 0 7 0 円
・要介護4	1 1 7 2 円
・要介護5	1 2 6 3 円

多床室（2人部屋、3人部屋、4人部屋）

・要介護1	8 3 3 円
・要介護2	9 4 3 円
・要介護3	1 1 8 2 円
・要介護4	1 2 8 3 円
・要介護5	1 3 7 5 円

・介護医療院松島みどりの家Ⅱ型

個室（1人部屋）

・要介護1	6 7 5 円
・要介護2	7 7 1 円
・要介護3	9 8 1 円
・要介護4	1 0 6 9 円
・要介護5	1 1 4 9 円

多床室（4人部屋）

・要介護1	7 8 6 円
・要介護2	8 8 3 円
・要介護3	1 0 9 2 円
・要介護4	1 1 8 1 円
・要介護5	1 2 6 1 円

2) 加算料金（介護医療院Ⅰ型、Ⅱ型で取得している加算が異なります。）

初期加算	300円／日	介護保険施設等の利用開始にあたって、入所者が施設等での生活に慣れるために行う支援を評価する加算
再入所時栄養連携加算	2000円／回	疾病治療の直接手段として、医師が発行する食事箋に基づき提供された、治療食、流動食、経管栄養の為に濃厚流動食が必要な方が再入所するにあたり、当施設の管理栄養士が病院の管理栄養士と連携して栄養計画を作成した場合
退所前訪問指導加算	4600円／回	入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合
退所後訪問指導加算	4600円／回	入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して療養上の指導を行った場合
退所時指導加算	4000円／回	入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入所者の退所時に、入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行った場合
退所時情報提供加算(Ⅰ)～(Ⅱ)	(Ⅰ) 5000円／回 (Ⅱ) 2500円／回	(Ⅰ)入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入所者の退所後の入所者の主治医に対し、診療状況を示す文書を添えて紹介を行った場合 (Ⅱ)医療機関へ退所する入所者等について、医療機関へ入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合
退所前連携加算	5000円／回	退所に先立って、入所者が希望する居宅支援事業者へ、退所後のサービス利用について文書による情報を提供し、連携して調整を行った場合
訪問看護指示加算	3000円／回	入所者が選定する訪問看護ステーションに対し、医師が訪問指示書を交付した場合
在宅復帰支援機能加算	100円／日	入所者の家族との連絡調整を行い、入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービスに必要な情報の提供及び退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合
外泊時費用	362円／日	施設サービス費に代えて算定、外泊の初日と施設に戻られた日は入所日同様の扱いとし、外泊扱いにはならない
試行的退所サービス費	8000円／日	退所が見込まれる者を居宅において試行的に退所し居宅サービスを提供する場合、施設サービス費に代えて算定、外泊の初日と施設に戻られた日は入所日同様の扱いとなり、外泊扱いにはならない
他科受診時費用	362円／日	入所者に対し専門的な診療が必要になり、病院又は診療所において診療が行われた場合
退所時栄養情報連携加算	700円／回	厚生労働省が定める特別食や低栄養状態と医師が判断した入所者等の栄養管理における情報を医療機関や他の介護保険施設に提供した場合

栄養マネジメント強化加算	11円／日	管理栄養士の配置、栄養計画書を作成した場合
経口移行加算	28円／日	経管により食事を摂取している利用者について、経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合
経口維持加算(Ⅰ)～(Ⅱ)	(Ⅰ) 400円／月 (Ⅱ) 100円／月	(Ⅰ)経口により食事を摂取している者で、著しい摂取機能障害を有し、誤嚥が認められる者について、摂取機能がビデオレントゲン造影又は内視鏡検査により適切に評価され、経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が行われた場合 (Ⅱ)水飲み検査等により評価され、前記の管理が行われた場合
療養食加算	6円／食	医師の食事せんに基づく腎臓病食や糖尿病食などの提供を行われた場合
口腔衛生管理加算(Ⅰ)～(Ⅱ)	(Ⅰ) 90円／月 (Ⅱ) 110円／月	(Ⅰ)歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画が作成され管理が行われた場合 (Ⅱ)前記の管理の他に、入所者ごとの口腔衛生等の管理に係る情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合
緊急時施設診療費 ①緊急時治療管理	518円／日	入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合
②特定治療	診療に係る診療報酬点数に10円を乗じた額	やむを得ない事情等によりリハビリテーション、処置、手術、麻酔または放射線治療を行った場合
認知症専門ケア加算(Ⅰ)～(Ⅱ)	(Ⅰ) 3円／日 (Ⅱ) 4円／日	(Ⅰ)日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者に対し、専門的な認知症ケアを行った場合 (Ⅱ)前記の他に認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を配置し、認知症ケアの指導等を実施していること。介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成、研修を実施又は実施を予定している場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円／日	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した者に対し、介護医療院サービスを行った場合
若年性認知症入所者受入加算	120円／日	若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めている事業所において、若年性認知症利用者を受け入れた場合
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)～(Ⅱ)	(Ⅰ) 150円／月 (Ⅱ) 120円／月	(Ⅰ)認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応のために、認知症介護指導者養成研修及び認知症チームケア推進研修を修了した者1名以上を含む複数人から成る認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施している場合 (Ⅱ)認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の

		早期対応のために、認知症介護実践リーダー研修及び認知症チームケア推進研修を修了した者1名以上を含む複数人から成る認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施している場合
重度認知症疾患療養体制加算(Ⅰ)～(Ⅱ)	(Ⅰ) 要介護1・2 140円/日 要介護3・4・5 40円/日 (Ⅱ) 要介護1・2 200円/日 要介護3・4・5 100円/日	入所者等が全て認知症の者であり、介護を必要とする認知症の者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合 (Ⅱ)は更に専用の器械及び器具を備えた生活機能回復訓練室を有している場合
夜間勤務等看護加算(Ⅰ)～(Ⅳ)	(Ⅰ) 23円/日 (Ⅱ) 14円/日 (Ⅲ) 14円/日 (Ⅳ) 7円/日	(Ⅰ)夜勤の看護職員の配置が15:1以上かつ2人以上の場合 (Ⅱ)夜勤の看護職員の配置が20:1以上かつ2人以上の場合 (Ⅲ)夜勤の看護職員又は介護職員の配置が15:1以上かつ看護職員が1人以上の場合 (Ⅳ)夜勤の看護職員又は介護職員の配置が20:1以上かつ2人以上の場合
排せつ支援加算(Ⅰ)～(Ⅲ)	(Ⅰ)10円/月 (Ⅱ)15円/月 (Ⅲ)20円/月	医師又は医師と連携した看護師が施設入所時又は利用開始時に評価し、その後少なくとも3月に一回評価するとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、排せつ支援の実施に当たって、必要な情報を活用している場合 (Ⅱ)は(Ⅰ)を実施し、利用開始時と比較して要介護状態の軽減が見込まれ、オムツ使用ありから使用なしに改善された場合、又は尿道カテーテル留置されていた方が抜去された場合 (Ⅲ)は(Ⅰ)を実施し利用開始時と比較して要介護状態の軽減が見込まれ、尿道カテーテル留置されていた方が抜去された場合、かつ、オムツ使用ありから使用なしに改善された場合
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)～(Ⅱ)	(Ⅰ) 40円/月 (Ⅱ) 60円/月	入所者等のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症状の状況その他の入所者の心身の状況に関わる基本的な情報を厚生労働省に提出。サービスの提供に当たり、他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合 (Ⅱ)では、加えて疾病の状況や服薬情報等を厚生労働省に提出
自立支援促進加算	280円/月	継続的に入所者ごとの自立支援を行った場合
安全対策体制加算	20円/回	事故発生の防止のための指針の作成・委員会の開催・従業者に対する研修の実施及びこれらを適切に実施するための担当者の配置を備えた体制に加えて、当該担当者が安全対策に係る外部の研修を受講し、組織的に安全対策を実施する体制を備えている場合

新興感染症等施設療養費	240円／日	入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症（※現時点において指定されている感染症はない。）に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、感染した入所者に対し適切な感染対策を行った場合
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)～(Ⅱ)	(Ⅰ) 100円／月 (Ⅱ) 10円／月	(Ⅰ)利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する為の委員会の開催や、必要な安全対策を講じた上で1年に1回業務改善の取組による効果を示すデータを提供し、業務改善、利用者のQOLの向上等が確認された場合。 (Ⅱ)利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、1年に1回業務改善の取組による効果を示すデータを提供している場合
協力医療機関連携加算	50円／月	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)～(Ⅱ)	(Ⅰ) 10円／月 (Ⅱ) 5円／月	感染症法に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保している場合 (Ⅱ)は診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)～(Ⅲ)	(Ⅰ) 22円／日 (Ⅱ) 18円／日 (Ⅲ) 6円／日	(Ⅰ)護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上の場合、もしくは勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が35%以上の場合 (Ⅱ)介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上の場合 (Ⅲ)介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上の場合
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅳ)	(Ⅰ)5.1% (Ⅱ)4.7% (Ⅲ)3.6% (Ⅳ)2.9%	介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、入所者に対し介護医療院サービスを行った場合※介護保険一部負担金と加算料金の合算金額に加算

3) 特別診療費

感染対策指導管理	6 円／日	施設全体として常時感染対策をとっている場合
褥瘡対策指導管理(Ⅰ)～(Ⅱ)	(Ⅰ) 6 円／日 (Ⅱ) 1 0 円／日	(Ⅰ)別に厚生労働省が定める基準を満たし、常時褥瘡対策を行った場合 (Ⅱ)(Ⅰ)の基準を満たし、入所者ごとの褥瘡対策に係る情報を厚生労働省に提出し、褥瘡の対策に適切な情報の活用、かつ、入所者の褥瘡が治癒した場合又は、褥瘡のリスクがある入所者について褥瘡の発生がない場合
初期入所診療管理	2 5 0 円／回	入所者に対して、その入所に際して医師が必要な診察、検査等を行い、診療方針を定めて文書で説明を行った場合
重度療養管理（短期入所）	1 2 5 円／日	計画的な医学的管理を継続して行い、かつ療養上必要な処置を行った場合
特定施設管理	2 5 0 円／日	後天性免疫不全症候群の病原体に感染している利用者又は入所者に対して、指定短期入所療養介護、介護医療院サービス又は指定介護予防短期入所療養介護を行う場合
重症皮膚潰瘍管理指導	1 8 円／日	重症皮膚潰瘍を有しているものに対して、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合
薬剤管理指導	3 5 0 円／週 L I F E 提出 2 0 円／月 疼痛緩和 5 0 円／回	入所者に対して、投薬又は注射及び薬学的管理指導を行った場合
精神科作業療法	2 2 0 円／日	利用者又は入所者に対して、精神科作業療法を行った場合
認知症入所精神療法	3 3 0 円／週	利用者又は入所者に対して、認知症入院精神療法を行った場合
医学情報提供(Ⅰ)～(Ⅱ)	(Ⅰ) 2 2 0 円／回 (Ⅱ) 2 9 0 円／回	退所する利用者の診療に基づき医療機関での入院治療の必要性を認め、利用者等の同意を得て、当該機関に対して診療状況を示す文書を添えて利用者等の紹介を行った場合
理学療法(Ⅰ)～(Ⅱ)	(Ⅰ) 1 2 3 円／回 (11 回目以降 86 円) (Ⅱ) 7 3 円／回 (11 回目以降 51 円)	利用者又は入所者に対して、理学療法を個別に行った場合
作業療法	1 2 3 円／回 (11 回目以降 86 円)	利用者又は入所者に対して、作業療法を個別に行った場合
言語聴覚療法	2 0 3 円／回 (11 回目以降 142 円)	利用者又は入所者に対して、言語聴覚療法を個別に行った場合
リハ計画の策定（短期入所） (理学療法、作業療法)	4 8 0 円／回	医師、看護師、理学療法士、作業療法士等が共同してリハビリテーション計画を策定し、理学療法、作業療法を個別に行った場合

入所生活リハ管理指導（短期入所） （理学療法、作業療法）	300円／回	理学療法士、作業療法士等が基本動作能力又は応用的動作能力若しくは社会的適応能力の回復を図る為の訓練及び指導を月2回以上行った場合
専従職員2名配置 （理学療法、作業療法、言語聴覚療法）	35円／回	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士それぞれ専従する常勤を2名以上配置し、リハビリテーションを行った場合
LIFE 提出 （理学療法、作業療法、言語聴覚療法）	33円／月	入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等を厚生労働省の提出し、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施の為に活用している場合
リハビリテーション・機能訓練、 口腔、栄養の一体的取組の推進 （理学療法、作業療法、言語聴覚療法）	20円／月	入所者ごとに医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、看護師、介護士等がリハビリテーション計画内容、その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報、入所者の口腔健康状態、栄養状態に関する情報を相互に共有した場合
集団コミュニケーション	50円／回	利用者又は入所者に対して、集団コミュニケーション療法を行った場合
摂食機能療法	208円／日	利用者又は入所者であって摂食機能障害を有するものに対して、摂食機能療法を30分以上行った場合・1月に4回を限度
短期集中リハビリテーション	240円／日	理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、その入所した日から起算して3月以内の期間に集中的なリハビリテーションを個別に行った場合
認知症短期集中リハビリテーション	240円／日	認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対し、入所した日から起算して3月以内の期間に集中的なリハビリテーションを個別に行った場合

(2) 保険給付外の自己負担額

<介護医療院松島みどりの家Ⅰ型>

1) 食費	1日当たり	1 7 7 5 円
	内訳	
	朝食	5 0 0 円
	昼食	5 0 0 円
	夕食	6 2 5 円
	おやつ	1 5 0 円

食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。

2) 居住費（滞在費）

・従来型個室	1 8 0 0 円／日
・多床室	6 3 0 円／日

居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。

*上記①食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階②まで）の利用者の自己負担額については、《別添資料1》をご覧ください。

3) 入所者が選定する特別な療養室料

・2人室	5 5 0 円／日
・特1室、特2室	1 1 0 0 円／日
・特A室、特B室	1 1 0 0 円／日

2人室、特1室、特2室、特A室、特B室のご利用を希望される場合にお支払いいただきます。なお、特別な療養室をご利用の場合、外泊時にも室料をいただくこととなります。

4) 日常生活品費

日用品セット

（おしぼり（手拭き用、顔拭き用）、口腔ケア用品（歯ブラシ、歯磨き粉、入れ歯施錠剤）、ポータブルトイレ用防臭液）

ご希望される方が施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

5) 寝衣のレンタル

・寝衣Aセット

2 8 6 円／日

（バスタオル4枚／週、フェイスタオル4枚／週、おしぼりタオル2枚／日、病衣（甚平型）2枚／週、介護つなぎ2枚／週）

・寝衣Bセット

1 3 2 円／日

（病衣（甚平型）2枚／週、介護つなぎ2枚／週）

6) 私物の洗濯代

5 0 0 円／ネット

1 ネット（サイズ約65cm×42cm 伸縮あり）

私物の洗濯を施設に依頼される場合にお支払いいただきます。

7) 教養娯楽費

音楽クラブ [CD、DVD、楽譜コピー等]

1 1 0 円／回

利用希望者の数によって実施となります。

<介護医療院松島みどりの家Ⅱ型>

1) 食費	1日当たり	1 7 7 5 円
	内略 朝食	5 0 0 円
	昼食	5 0 0 円
	夕食	6 2 5 円
	おやつ	1 5 0 円

食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。

2) 居住費（滞在費）

・従来型個室	1 8 0 0 円／日
・多床室	6 9 7 円／日

居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。

*上記「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階②まで）の利用者の自己負担額については、《別添資料1》をご覧ください。

3) 入所者が選定する特別な療養室料

・個室	3 3 0 円／日
-----	-----------

個室のご利用を希望される場合にお支払いいただきます。

なお、個室をご利用の場合、外泊時にも室料をいただきこととなります。

4) 日常生活品費 7 0 円／日

日用品セット

（おしぼり（手拭き用、顔拭き用）、口腔ケア用品（歯ブラシ、歯磨き粉、入れ歯施錠剤）、ポータブルトイレ用防臭液）

ご希望される方が施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

5) セットレンタル

・Aセット	2 5 3 円／日
-------	-----------

日常生活品に加え

（バスタオル4枚／週、フェイスタオル4枚／週、BOXティッシュ、うがい受け、保湿ローション（花王キュレルローション））

・Bセット	4 9 5 円／日
-------	-----------

Aセットに加え

（活動着上下2枚／週、パジャマ上下2枚／週、浴衣2枚／週、肌着2枚／週、靴下2枚／週、カーディガン2枚／週）

・浴衣＋肌着レンタル	1 7 6 円／日
------------	-----------

6) 私物の洗濯代 7 円／1 0 g

私物の洗濯を施設に依頼される場合にお支払いいただきます。

7) 教養娯楽費

・音楽クラブ	〔CD、DVD、楽譜コピー等〕	1 1 0 円／回
・書道クラブ	〔習字紙、墨汁、模造紙等〕	1 1 0 円／回
・園芸クラブ	〔種、苗、肥料、消毒済、水道料等〕	2 2 0 円／回
・料理クラブ	〔食材料費等〕	4 4 0 円／回

クラブ活動へ参加された場合にお支払いいただきます。

<介護医療院松島みどりの家Ⅰ型、Ⅱ型共通自己負担額>

1) 理美容代

理美容をご利用の場合にお支払いいただきます。

※お申し込みは、当該金額を添えて松島みどりの家Ⅰ型は松島病院事務担当者へ松島みどりの家Ⅱ型は松島みどりの家Ⅱ型事務受付にお願いいたします。

・カット	3 5 0 0 円
・カット＋カラー	6 5 0 0 円
・カット＋パーマ	7 5 0 0 円
・カット＋パーマ＋カラー	9 0 0 0 円
・カラーのみ	4 5 0 0 円
・顔剃りのみ	1 5 0 0 円

(カラー剤持参の場合 1 0 0 0 円減額)

2) 健康管理費

インフルエンザ予防接種等に係る費用で予防接種をご希望された場合にお支払いいただきます。ただし、各市区町村が実施する補助事業の場合は、その一部負担金をお支払いいただきます。

3) 私物使用電気代

7 0 円／日

私物の電気機器をご相談の上使用される場合にお支払いいただきます。

4) 文書料

・診断書料（施設備付）	4 4 0 0 円／1 枚
・診断書料（生命保険）	7 7 0 0 円／1 枚
・死亡診断書料	5 5 0 0 円／1 枚
・証明書料	2 2 0 0 円／1 枚
・利用料証明書	4 4 0 0 円／1 枚

(3) 公費助成制度

1) 被爆者の方が介護医療院をご利用された場合、その自己負担額が助成されます。
介護医療院のご利用時に被爆者健康手帳を提示して下さい。

2) 厚生労働大臣が指定した難病（指定難病）の方が介護医療院をご利用された場合、申請により、所得に応じた自己負担上限月額を限度としたご負担となります。

(4) 支払方法

・介護医療院松島みどりの家Ⅰ型

請求締日は毎月 1 日から末日となっており、納入は翌月の 1 0 日以降とさせていただきます。納入先は松島病院の会計窓口です。お支払い方法は現金もしくはクレジットカードとなっております。

・介護医療院松島みどりの家Ⅱ型

請求締日は毎月 1 日から末日となっており、納入請求書を、当施設会計窓口にて用意しますので翌日の 1 5 日までに お支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

お支払いの方法は、現金納入とさせていただきます。

「国が定める利用者負担限度額段階（第 1 ～ 3 段階）」 に該当する利用者等の負担額

- 利用者負担は、所得などの状況から第 1～第 4 段階に分けられ、国が定める第 1～第 3 段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第 1～第 3 段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について当施設が判断・決定することはできません。
- 利用者負担第 1・第 2・第 3 段階①、②に該当する利用者とは、おおまかには、対象者の要件を満たし、介護保険料段階の第 1・第 2・第 3 段階①、②にある次のような方です。
- 【対象者の要件】
- ・本人の属する世帯全員が市民税非課税であること。
 - ・預貯金等が一定額（単身で 650 万円、夫婦で 1,650 万円）以下であること。
- 【利用者負担第 1 段階】
- 生活保護を受けておられる方か、老齢福祉年金を受けておられる方
- 【利用者負担第 2 段階】
- 課税年金収入額と非課税年金額との合計所得年金額が 80 万円以下の方
- 【利用者負担第 3 段階①】
- 課税年金収入額と非課税年金額との合計所得年金額が 80 万円超から 120 万円以下の方
- 【利用者負担第 3 段階②】
- 課税年金収入額と非課税年金額との合計所得年金額が 120 万円超の方
- その他詳細については、市町村窓口でご確認ください。

＜負担額一覧表＞

利用者 負担段階	居住費				食費
	ユニット個室	ユニット型 個室の 多床室	従来型 個室	多床室	施設 サービス
第 1 段階	880 円	550 円	550 円	0 円	300 円
第 2 段階	880 円	550 円	550 円	430 円	390 円
第 3 段階①	1,370 円	1,370 円	1,370 円	430 円	650 円
第 3 段階②	1,370 円	1,370 円	1,370 円	430 円	1,360 円

個人情報の利用目的 (令和 6 年 1 月 1 日現在)

松島病院介護医療院では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

1. 介護医療院内部での利用目的

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

2. 他の事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見、助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

1. 当施設の内部での利用に係る利用目的

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療、介護サービスや業務の維持、改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

2. 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

